

平成15年3月18日

於・経済産業省別館 944号

第4回国土交通省独立行政法人評価委員会議事録

開 会

中野政策評価企画官 それでは、定刻でございますので、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には御多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局を務めております政策評価企画官の中野と申します。本日の議事進行につきましては、後ほど委員長を互選していただくまでの間、私が務めさせていただきますと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

政策統括官あいさつ

中野政策評価企画官 それでは、初めに国土交通省政策統括官の河崎からごあいさつを申し上げたいと存じます。

河崎政策統括官 政策統括官の河崎でございます。国土交通省を代表して一言御礼のごあいさつをさせていただきたいと思っております。

本日は、大変御多忙の中を多数の先生方に御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、本日は第2期目の委員会のスタートということでございまして、先生方におかれましては、委員、臨時委員それぞれお引き受けいただきまして、まことにありがとうございました。

一昨年の4月に国土交通省の11の独立行政法人が発足いたしまして、2年を経過したわけでございますが、昨年の夏、大変暑いところを時間をとっていただいて、それらの法人の初年度の業務実績について熱心な議論のもとで評価を行っていただきました。秋にその結果をとりまとめたところでございます。それらの評価結果につきまして、いろいろな御意見をちょうだいしております。各法人についてそれに向けた取り組みが行われているところでございます。

また、国土交通省においては、今年の10月1日にさらに7つの独立行政法人が発足することになっておりまして、現在設立に向けた準備作業が進められているところでございます。これにつきましては、大臣が定める中期目標、それに基づいて法人が定める中期計画について、この委員会の御意見をちょうだいするということがございますので、来年度はそういったことも出てまいるということでございます。

本日は13年度、初年度の業務実績の評価を踏まえまして、その中でいろいろ先生方から御議論が出たことをもとにその評価基準の改定について御審議いただくというふうに承知しているところでございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

委員の皆様方による熱心な御審議、御評価を通じて、より一層的確な独立行政法人の業務が遂行されるようにしていかなければならないと考えておりますので、今後とも御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単でありますけれども、御礼のごあいさつにかえる次第でございます。よろしくお願いをいたします。

中野政策評価企画官 次に、委員の御紹介をさせていただきたいと思います。その前に資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページ目は議事次第でございます。2ページ目が資料の目次でございます。資料の1と2が委員の名簿関係の資料でございます。資料3から5が基本方針の改定の関係の資料でございます。大変申しわけございませんが、資料4のホチキスどめの後半の部分と資料5の部分がダブってございますが、御容赦いただきたいと存じます。それから、資料6が平成13年度の業務実績評価調書でございます。資料7が本年10月新設予定の独法関係の概要の資料でございます。以下、資料8から10は委員会の運営のあり方関係の資料で、あと資料11と12は総務省の評価委員会の1次意見と2次意見を添付しております。

以上が資料でございますが、お手元に配付されました資料の中で落丁とか乱丁がございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、委員に御就任いただきました方々はお手元に配付させていただきました委員名簿、資料1のとおりでございますが、御出席いただきましたほとんどの方々は再任ということでございますので、再任委員の方々の御紹介については、まことに恐縮でございますが委員名簿をもってかえさせていただき、このたび新たに臨時委員に御就任いただいた4名の方を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、秋澤光臨時委員でございます。

廻洋子臨時委員でございます。

岩貞るみこ臨時委員でございます。

澤山恵一臨時委員でございます。

なお、任命書につきましては後日郵送させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本日の委員会は、委員及び臨時委員計46名のところ35名の御出席をいただきましたので、過半数を超えておりまして、議事を行うために必要な定足数を満たしていることを申し添えたいと思っております。

なお、委員会の下には審議の実効性を確保するために、その業務量を考慮しつつ、その特性と審議事項のまとまりごとに独立性が高いと判断される分野を分けまして分科会が設置されておりますけれども、各分科会に属すべき委員及び臨時委員につきましては、国土

交通大臣が指名することとなっております。お手元の資料の2をごらんいただきたいと思いますが、各委員の皆様は専門分野等勘案しまして、分科会構成のバランスをとることといたしまして、この名簿にあるように7分科会の委員及び臨時委員の方々を指名させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、国土交通大臣より任命させていただきました委員及び臨時委員の皆様方は以上でございますけれども、後ほど御説明させていただきますように、本年10月1日より7つの独立行政法人が発足することを踏まえまして、本年7月1日付で委員及び臨時委員の追加をさせていただくこととなりますことを申し添えたいと思います。

委員長の互選

中野政策評価企画官 それでは、国土交通省独立行政法人評価委員会令の規定に基づきまして当委員会の委員長を互選いただきたいと考えております。いかがでございましょうか。

石原委員、よろしくお願いいたします。

石原委員 それでは僭越でございますが、私の方から発言させていただきます。

大学評価・学位授与機構の機構長として大学等の教育研究活動の評価に携わっていらっしゃいます現委員長の木村先生に引き続き委員長をお願いしてはいかがでしょうかと思います。

〔「異議なし」の声あり〕

石原委員 どうもありがとうございました。

中野政策評価企画官 それでは、ただいまの御賛同をもちまして、木村委員に当委員会の委員長に御就任いただきたいと思います。

それでは、木村委員長に以降の進行はお願いしたいと存じます。木村委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

木村委員長 前期委員長を務めさせていただいて、もうこれはたくさんだという感じがしておりますが、御指名でございますのでもう1期だけ務めさせていただきます。

委員長代理の指名

木村委員長 早速でございますが、副委員長の件に移らせていただきます。

国土交通省の独立行政法人評価委員会令第4条第3項に基づきますと、私から、委員長に事故があるときにその職務を代理する者を指名させていただくこととなっております。引き続き、一橋大学副学長の杉山先生をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

木村委員長 よろしくお願いいたします。

早速でございますが、本日の議題に入らせていただきます。

先ほど中野さんの方から御説明がございましたように、本日の委員会で、まず第1に「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の改正について、御審議いただき決定する予定でございます。これが一番大きな議題となっておりますが、このほか、平成15年10月発足予定の国土交通省所管の独立行政法人の紹介。それから、「分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について」の改正、続いて、「国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則」の改正、続いて、各方面で論議を呼んでおりますが、（総務省）政策評価・独立行政法人評価委員会の意見についての議論、以上でございます。

「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の改正について

木村委員長 それでは、事務局より第1の議題でございます「国土交通省の独立行政法人の業務実績評価の基本方針」の改正について、大変重要な案件でございますが、これについて御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

五十嵐政策評価官 国土交通省政策評価官の五十嵐でございます。座って御説明を申し上げます。

お手元の資料3、4、5が基本方針関係の資料でございます。資料5が基本方針の現物を、改正案を見え消しの形で記入したものでございますが、これを要約した資料3と4で御説明したいと思います。

最初に資料4をごらんいただきたいと思います。表になっております。上半分が現在の評価の基本方針の概要でございます。業務運営評価、個別業務評価（アカウンタビリティ評価）を2つの大きな範疇としておりまして、3番目にその他評価的な自主改善努力の評価という項目がございます。これら3つの柱で評価を実施していただいております。

今般の改正案でございますが、真ん中の箱にございます個別業務評価（アカウンタビリティ評価）でございます。現在の考え方でございますが、研究教育業務については非常に専門性が高いということでございまして、各独立行政法人の個別の自己評価をまず基本とする。当委員会においては、これらの独立行政法人の自己評価、内部評価をもとにして、その内容が国民に対して十分に説明されているかどうか、説明責任を果たしているかどうか、この点についての2次的な評価を行うというのがアカウンタビリティ評価の趣旨でございます。

これに基づいて1年間評価を実施していただいたわけでございますが、1つには、この論理構成がかなりわかりにくいということがございます。それから、2つ目には研究、教育機関の個別業務と言えども十分な資料の説明等していただければ当委員会で直接御評価いただくことも可能である。これは経験上そういうふうに十分な御評価をいただいたと考えられますので、このアカウンタビリティ評価を別建てにすることはやめまして、左の箱にございます業務運営評価と一体化する。業務運営評価の中で、それぞれの個別業務、関

連事項について十分にアカウンタビリティが果たされているのかも合わせて見ていただく、こういう改正をまず第1点として考えたいと思っております。

したがって、真ん中下段の改定案のところでございますが、評価としては、業務運営評価と自主改善努力という二本立てになるということでございます。これが改正案の大きな第1点でございます。

それから、業務運営評価でございますが、現在は着実な実施状況にあるかどうか、いわば2段階、丸かバツかということで各項目の評価をしていただいておりますが、これについても、中間的な評価をしたいのにはできない。丸かバツかでは少し極端過ぎるという御意見が多数ございまして、今般考えておりますのは、2段階を4段階にしてはどうかということでございます。

ここで資料5の5ページの中ほど、ちょっとごちゃごちゃして見にくくて恐縮ですが、アンダーラインしている3. 評価基準(1)の中の7行目からでございますけれども、この業務運営評価の個別項目ごとの認定について、4段階を考えたかどうか。いい方から3点、2点、1点、0点をつけるという趣旨でございますが、まず3点は、中期目標の達成に向けて特にすぐれた実施状況にあると認められるケース。2点は、同じく目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるケース。1点は、概ね着実な実施状況にある。逆に言えば少し足りないところがあるという段階でございます。それから、0点は、着実とは言えなくて、業務改善が必要というのが0点でございます。

考えとしては、この2点がいわば満点でございまして、3点はプラスアルファ的な、ボーナス的な特別にすぐれている場合に与える点数という考え方をしてはどうかというのがこの案でございます。

もとの資料4に戻っていただきまして、また改定案でございますが、業務運営評価は今の4段階で各項目の評価をいたします。各項目ごとに付けていただきました点数を合計した点数が総合評定になります。総合評定は業務運営評価の点数であらわされた評価、これも3段階を考えております。

あちこちで恐縮ですが、先ほどの資料5の6ページでございますが、各項目、法人によって項目数はまちまちですが、先ほど申し上げました2点が満点という考え方でございますので、項目数掛ける2点がいわば全体の満点になります。それで、それぞれの評価の合計点がこの点数の100%以上、3点をたくさん与えると100%を超えるケースが出てきますので、100%以上を順調と評価する。それから、同じく70%以上100%未満の場合を概ね順調と評価する。70%未満であれば要努力と、こういう3段階の評価をもって業務運営評価の総合評価にしたかどうかという案でございます。

また資料4に戻っていただきまして、したがって、総合評定はただいま御説明しました3段階プラス自主改善努力についてのコメントという形になります。今までよりも若干単純化すると同時に段階が4段階になりますので、少しその辺は精密な評価がしていただけるのかなという案でございます。

ただ、これはあくまでも事務局の案でございますので、各分科会の特性とか御意見とかいろいろあるかと思っておりますので、必ずすべての分科会でこういうやり方をさせていただきたいということではございません。これは基本としてそれぞれ、より適切な案があればそういうやり方で実施していただく。これはあくまでスタンダードを決めようという考え方でございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

木村委員長 ありがとうございます。

以上御説明のとおり、これまでは資料4の一番上に3つの枠がありますが、業務運営評価、個別業務評価（アカウントビリティ評価）、自主改善努力、その3つを個別に行って参りました。今回の提案は、評価委員の皆様方から、アカウントビリティ評価というのを独立させるのは非常に難しいという御意見がたくさん出たものですから、それを業務運営評価の中に取り込みまして、項目ごとにアカウントビリティについてコメントしていただくという点が1つ。

それと、従来業務運営評価は、 \times の2段階でありましたが、やはり中間的な評価をしたいという御意見がたくさん出ましたので、4段階でやってみてはどうかというものです。それから、総合評定についても、ただいま御説明のとおり「順調」、「概ね順調」、「要努力」という3段階として、これをある程度数量的に計算してやってみようという提案でございます。自主改善努力評価について、コメントをつけ加えるという点については変わりありません。

以上のような変更をしたいという御提案でございますが、いかがでございましょうか。御意見等ございましたら頂きたいと思っております。

今の五十嵐さんの御説明で、これはあくまでスタンダードということで、例えば分科会によって、うちは3段階でやりたいというところが出てきてもそれは構わないということですか。

五十嵐政策評価官 そのように考えております。

木村委員長 それは法人の特性を考慮して、各分科会でお考えいただきたいということによろしいんですね。

五十嵐政策評価官 これはあくまで評価していただくのは評価委員会、あるいは分科会の先生方でございますので、先生方の評価しやすいやり方をそれぞれ考えていただいてやっていただくということで結構でございます。

木村委員長 いかがでございましょうか。これだけ大きな会議ですと意見を述べるのがなかなか難しいと思うんですが、いかがでございましょうか。どうぞ。

五十嵐委員 ただいまの御説明でよくわかりました。この4段階評価にするのは私は賛成でございます。ところで、必ずしも分科会によっては、この4段階でなくてもよろしいという御説明がありましたが、例えばどんなようなことが予想されたので、そうなったのか。各分科会の自主性を尊重するという事なんだろうと思いますが、何か4段階ではちょっと難しいことがあるんじゃないかなと予想されたり、あるいは先期の報告でそれが感

じられたりということがあったのでしょうか。

木村委員長 いかがですか、今の点について。

五十嵐政策評価官 実際に御評価いただいたのは2段階で評価していただいたということでございますので、4段階で評価していただいた経験は我々ないんですけども、ほかの省、あるいはほかの独立行政法人等で評価している例を横断的にながめさせていただきましたら、4段階というのが多いということがございましたので、それをスタンダードとしてはどうかという考えでございます。

木村委員長 先生よろしゅうございますか。

ほかに。スタンダードにするということでよろしゅうございましょうか。

経産省での経験を申し上げますと、経産省でも全く今の国土交通省と同じようなスタンスをとっております。最初にスタンダードを決めたのですが、各分科会で議論するうちに、自分のところは4段階はふさわしくないということで3段階にしたり、あるいは5段階にしたりという法人が出てきましたので、それはそれでよろしいかなと私は考えております。よろしゅうございましょうか。

各分科会で御議論いただいて、これはあくまでスタンダードということをお願いしたいと思えます。ただし、アカウントビリティ評価については業務運営評価の中に入れるということは、すべての法人について共通だと考えてよろしいんですね。

五十嵐政策評価官 そういうことで運用していただきたいと思っております。

木村委員長 それでは、ただいまの御提案のとおり、スタンダードとしてはこのようにするというので決定したいと思えます。ただ、きょうは分科会長が何人が御欠席されておられますので、その先生方にも御意見を伺う必要があります。最終的な決定は委員長と事務局にお任せいただきたいと思えます。

平成15年10月発足予定の国土交通省所管独立行政法人の概要について

木村委員長 それでは、2番目の議題でございます平成15年10月発足予定の国土交通省所管独立行政法人の概要について、簡単に御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

五十嵐政策評価官 引き続いて、2番目の議題について御説明を申し上げます。お手元の資料7でございます。

今年の10月1日より新設予定の独立行政法人の概要でございます。全部で7つございますので、それぞれ簡単に御説明を申し上げます。

まず1番目でございますが、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構でございます。この法人ですが、これは特殊法人である運輸施設整備事業団と日本鉄道建設公団の統合により発足する独立行政法人でございます。そのうち運輸施設整備事業団は、平成9年に鉄道整備基金と船舶整備公団の統合により設立されております。また、日本鉄道建設公

団は平成 10 年に日本国有鉄道清算事業団の権利義務も承継しております。したがって、もともと 4 つございました法人が 2 つになり、今後また 1 つになる、こういう概要でございます。

業務の概要でございますが、このようにもともと 4 つあった法人の業務を引き継いでおりますので非常に多様性がありますが、基本的な業務としては、輸送に関する国民の需要の高度化、多様化等に対応して大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図るとというのが大目的でございます。

(1) から (6) までそれぞれの業務がございます。まず (1) の新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸し付け等は、旧鉄建公団の業務の承継でございます。例えば北陸新幹線の高崎 - 長野間、あるいは東北新幹線の盛岡 - 八戸間等、当法人が貸し付けすることになります。

それから、(2) の船舶の共有建造でございますが、船舶の建造は非常に資金がかかりますので、この法人が 70% から 90% ほどの出資、支出をする。その分について実際に船舶を使用する事業者から使用料を取る、そういう業務でございます。これは旧運輸施設整備事業団の業務でございます。

以下、(3) (4) (5) も運輸施設整備事業団からの承継事業でございますが、説明は省略いたします。

(6) は旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用等の支払いということで、もともとは日本国有鉄道清算事業団から引き継いできた業務でございます。

以上のような多様な業務を行う独立行政法人でございます。

1 枚めくっていただきまして、2 番目の法人でございますが、宇宙航空研究開発機構でございます。これはもともと 3 つの法人を 1 つにするということでございまして、1 番目が「文部科学省宇宙科学研究所」、これの前身は東京大学宇宙航空研究所でございます。それから、2 番目が「独立行政法人航空宇宙技術研究所」、それから 3 番目が「宇宙開発事業団」でございます。

新法人の業務の概要でございますが、宇宙・航空分野の研究開発を総合的に実施することということでございます。具体的には (1) から (8) までに掲げてございますが、宇宙科学に関する学術研究等、それから、人工衛星等の開発、打ち上げ、運用等でございます。

国土交通省としては、現在静止気象衛星 5 号、通称「ひまわり」でございますが、これの運用をしているわけでございます。この運用が終了するまでの間は、総務省及び文部科学省と共管で新法人の所掌を持つことになっております。評価についても、評価期間中は全体の業務について共管で行うことになっております。「ひまわり」がいつまで運用されるかについては、若干まだ不確定な部分がございます。

以上が宇宙航空研究開発機構の概要でございます。

3 番目の法人でございますが、国際観光振興機構でございます。この法人は昭和 39 年に特殊法人として発足しました「国際観光振興会」の業務を引き継ぐものでございます。

主な業務でございますが、外国人観光旅客の来訪促進でございます。具体的な業務としては、海外に宣伝事務所等を設けて、来訪促進のための宣伝業務を行うこと。それから、国内においても外国人旅客に対する観光案内所の運営をする。現在観光案内所は、東京に1カ所、京都に1カ所、2箇所ございます。そのほか通訳案内業試験事務の代行などもしております。また、コンベンション、いわゆる国際会議の誘致の促進等の業務もしております。

次のページでございますが、4番目は水資源機構でございます。これは昭和37年に特殊法人として発足した水資開発公団から移行する独立行政法人でございます。もともとの水資源開発公団の業務でございますが、産業の発展や人口の集中に伴い用水の必要に応じて水の安定的な供給の確保を図るということでございます。現在に至るまで7水系を指定して当該業務を実施してきているところでございます。

(1)から(3)までに具体的な業務を書いておりますが、水資源開発計画に基づく水資源の開発・利用のための施設の新築・改築、管理等、ダムや水路等でございます。それから、委託に基づいて水資源に関する調査等を行う。

*マークのところに書いてございますように、水道用水、農業用水、工業用水等ございますので、それぞれ厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の共管の法人になっております。

次の法人でございますが、自動車事故対策機構でございます。この法人は、昭和48年に自動車事故対策センター法に基づいて設立された認可法人である自動車事故対策センターを引き継ぐものでございます。

業務の概要でございますが、大きいものが2つございまして、自動車事故の発生の防止が1つ、2つ目が被害者の保護の増進でございます。最初に自動車事故の防止対策でございますが、これはトラック事業者、タクシー・バス事業者等が運行管理、安全管理のために、事業所ごとに運行管理者を選任することが義務づけられておりますが、これらの人々に対して指導講習を行っております。さらに運転者の適性診断や自動車に関する安全情報の提供等も行っております。

2つ目の業務でございます被害者の保護対策としては、いわゆる療護センターの設置・運営を行っております。これは現在、直営のセンターとしては千葉に1カ所ございます。その他全国に委託で3カ所のセンターを持っております。そのほか介護料の支給とか、交通遺児に対する貸し付け等の業務を行っております。

6番目でございますが、空港周辺整備機構でございます。これは大阪空港というか、伊丹空港、福岡空港については周辺地域が市街化しておりますので、周辺の環境整備については計画的な整備が必要な空港であるとの認定をされておまして、昭和49年に大阪国際空港周辺整備機構、昭和51年に福岡空港周辺整備機構が設立され、昭和60年には両機構が統合されて、現在に至っております。これを今回、独立行政法人に移行しようということでございます。

業務の概要でございますが、航空機騒音による障害の防止軽減と生活環境の改善ということでございまして、(1)から(6)まで掲げておりますが、緑地帯、緩衝地帯の造成、あるいは周辺地域から住居を移転する人のための土地の造成、それから、当該区域内に居住する人たちに関して防音工事を実施する。その助成等の業務を行っております。

それから最後、7番目の法人でございますが、海上災害防止センターでございます。この法人は、昭和51年に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づきまして、認可法人として設立されております。

業務の概要でございますが、油流出、油汚染事故に対して、その防除措置を実施する。例えば平成8年度にはナホトカ号の油流出事故についても、このような防除措置を実施しております。業務の(2)のところでございますが、通常業務としては、このような防災措置に必要な資機材を保有して、船舶所有者その他関係の方の利用に供する業務を行っております。そのほか、防災訓練に関する業務や調査研究業務も行っているという団体でございます。

以上、駆け足でございましたが、10月1日より新設されます独立行政法人の概要でございます。

木村委員長 ありがとうございます。

現在は12法人でしたね。

五十嵐政策評価官 現在は12でございます。

木村委員長 これに7つ加わりますので、10月1日から合計19法人になりますが、何かこの件について御質問等ございますでしょうか。どうぞ、会田先生。

会田委員 会田でございます。今回新設されるグループ法人、従来の特殊法人等から移行するものも多いということで、予算規模、人員の面からも従来に比べて規模が大きいものが多いのではないかと思います。これに関連して3点ほど質問させていただきたいと思っております。

1つが共管法人。従来も北海道開発土木研究所は共管法人になっておりますけれども、今回、宇宙航空研究開発機構と水資源機構、特に後者は4つの省の共管ということで、こういう評価委員会としての最終責任と云っていいのか、あるいは評価の最終判断と云った方がいいんでしょうか、これはどこが担っているのかというのが第1点目です。

それから2番目ですけれども、どうも聞くところによると、それぞれの独立行政法人で勘定という名の会計単位ができています。これはただ会計単位だけではなくて、利益処分とか評価の問題と非常に大きくかかわってきます。この組織構造と勘定との関係。勘定区分する独立行政法人はどことどこで、それが組織構造とどういう関係にあるのかということについて説明をちょうだいしたいというのが第2点目です。

第3点目、これは独立行政法人が新設されるということで、それぞれの法人において多分資産評価が時価でなされるかと思いますが、それと会計監査人の選定との関係。この中で恐らく会計監査人が入ってくる法人があるのではないかと思います。それについて

資産の評価委員を選任するに当たっては、そういった利害関係を排除するのかどうか、その辺の方針について、これが3点目ですが、伺えればと思います。

以上3点について御回答いただければと思います。

事務局 第1点目の御質問についてですが、水資源機構の事務局でございます。

独立行政法人の個別法というものがございまして、水資源機構の場合は水資源機構法というのがございますが、その中で御質問の評価に当たっての最終判断ということでございますが、通則法上の主務省が国土交通省というふうに定められておりまして、評価に当たっては、国土交通省の評価委員会が他の3省の評価委員会の意見を聞くという形になっております。ですから、最終的には国土交通省の評価委員会で評価が行われるという形で法律で整理しております。

以上でございます。

木村委員長 続いて2点、3点目をお願いします。

事務局 宇宙航空研究開発機構の事務局をやっております総合政策局技術安全課でございます。

1点目の御質問でございますが、主務としては、全体を見ております文部科学省が総務省と国土交通省の評価委員会の意見を聞くということになっております。最終的には文部科学省でございます。

五十嵐政策評価官 今のが第1点目の御質問に対する回答でございますが、2番目の組織と勘定、それから資産評価、会計監査の御質問でございますが、ちょっと私どもの別の部局で対応しておりまして、非常に専門的な事項でございますが、今私どもちょっとお答えする能力がございませんので、まことに恐縮でございますが、お時間をいただきまして別途御回答させていただきたいと思っております。申しわけございません。

会田委員 ありがとうございます。1点だけ確認させていただければと思いますが、評価委員会は法人を評価するという理解でよろしいのでしょうか。これは勘定ごとに評価するとなると非常にややこしくなると思われますので、あくまでもこの評価委員会は、それぞれの法人についての評価を行うと、その確認だけさせていただければと思います。

五十嵐政策評価官 評価委員会の担務でございますが、所管の大臣が定める中期目標に基づく中期計画が着実に実施されているかどうかを毎年評価していただくこととなりますので、法人全体の業務運営について評価いただくということになります。

木村委員長 会田先生、よろしゅうございますか。

どうぞ。

加藤委員 事務局の方にお聞きしたいと思うんですが、10月1日からのこの7法人はそれぞれ内容は違いますけれども、大きく分けて事業をやっている団体なわけですね。事業団体でありますから。しかも事業については、それが法律がいろんな指定をしているわけです。我々が今まで対象としてきた独立行政法人は主として国の機関で、それで研究所、研究教育機関であったわけですが、そういう点では我々がここで本日新たな

行政評価手法をつくるということになったんですけれども、従来の物差しと評価の物差しで果たして、今会田委員からも勘定項目の問題が出たんですけれども、そこら辺の毎年毎年それは財となり、ずっと運用されていく部分がかなり事業について多いですから、そういうものに果たしてこの評価の対象になり得るのかどうか。言い換えれば、事務局としては7法人については、一般的な文言はいいんですけれども、内容の評価について従来のような評価の物差しで果たして評価できるのかどうか。それで果たして評価委員会としてのアカンタビリティができるのかどうか。

それからもう一つ、相当これらの団体について事務局側の、今たまたま課長の方から勘定区分は別の機関でやっているとおっしゃっているんですけれども、相当中身がわからないと事務局そのもので形式的な物差しだけでは評価できないわけですから、そこら辺は事務局がもう少し、独立行政法人としてこれらの団体を評価の対象にする場合には、それなりのスタッフも入れて強化しないと、とてもじゃないけどできない。従来のような物差しをどうするのか。別にこれについては若干点数を入れるのか、あるいは、ここだけではなくてほかの団体もあるわけです。しかも基本的には、従来は国の機関であった。ところがこれらのものは、もともと特殊法人であり民間法人であったものが独立行政法人になっているわけですね。そうすると相当違ったアプローチの仕方をとる必要があるやに感じますが、そこら辺の事務局のお考えはいかがでしょうか。

五十嵐政策評価官 先生御指摘のとおりでございます。同じ独立行政法人と申しましても、研究機関等とこういう事業の実施法人とでは全く性格が異なります。したがって、今後は新設の法人については、10月1日の発足に向けまして中期目標の策定、これは大臣がつくって与えるというものでございますが、さらにそれを受けて各独立行政法人が中期計画をつくって大臣の認可を受けますけれども、その策定の過程の中で、どういう手法で評価するのがより適切であるかどうか検討いたしますし、それから、後ほどの議題でお諮りしようと思っておりますけれども、分科会でかなりのところまで実質の審議していただくという御提案を差し上げようと思っておったんですが、その趣旨は、もう少し少ない人数で専門の先生方に入っていて、専門的見地から見ていただくということでございますので、その両様から対応したいと思っております。

また、政策評価、当室の陣容の強化については、まことに切に希望するところでございます。

木村委員長 よろしゅうございますか。

今の御質問なんですが、むしろ私は現在の評価方法は事業する法人に向いていて、試験、つまり研究開発する法人には向いてないという印象を持っているんです。各省庁の評価委員会の委員長が集まった会議を二度ほど総務省がやりましたけれども、そこでも同じことが出ておまして、事業をやる法人については今の評価のやり方でもいいんですけども、研究開発を中心にする法人については、今のやり方は非常に苦しいという意見が出ておまして、総務省として何か考えるという宿題は我々としては出しております。いずれにし

ても、今五十嵐さんからお話がありましたように、分科会ごとにきめ細かく国土交通省では評価することになっておりますので、その辺は対応できるのではないかと考えております。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ鳶さん。

鳶委員 実際研究内容について評価するのは非常に難しいし、事業ということになるともっと難しい。さっき御質問がありましたけれども、事業なんかをやる場合に、企業会計が一体どうなっているかということがきちんとわからないと評価のしようがないわけです。それを、パッと出された資料で、2～3時間で判断するのはかなり難しいと思います。例えばそういうのは公認会計士なり何なり、基本的な専門家がどういう評価をしたかというのを事前に出してもらっておいた方が判断しやすいというのが一つです。

それとももう一つは、職員数と役員数を見ていると非常にばらつきが多いのに気がつくわけです。最初の3枚ぐらいは、職員数2,000人に対して役員数が10人ぐらいだけれども、最後の方になると、33人に対して役員数が5人です。これは一体どういうことなのか。今企業でもどこでも役員数はどんどん減らして、むしろスピードのある執行体制をつくるのが基本になっているんですが、33人に対して5人ということは6人に1人が役員ということ。そのほかの場合でも200人に1人が役員というふうになっています。残りの5つぐらいは大体10人から20人に1人の役員数になっているわけです。こういう役員数と職員数の基準はどうやって決めたのか。共管になっているから各省庁から1人ずつ出すとか、2人ずつ出すとか、そういうような発想だとすると、いかにもまた官僚的なやり方というふうに見えてしまうので、この辺はきちんと説明してもらわないとなかなか納得できないなというふうに思います。

木村委員長 今の点はいかがでしょうか。

五十嵐政策評価官 最初の御質問というか御意見は、専門家、例えば会計士の検査の結果をあらかじめ報告する。そういうやり方についても、これは有効であるというふうに考えておりますので、検討してみたいと思っております。

それから、2番目のそれぞれの独立法人の役員数とか資本金その他の事項でございますが、これは一つ一つお答えする知識がないわけでございますが、それぞれの独立行政法人の発足に際して担当部局で検討した結果だということでございます。ただ、発足までにはまだ時間がございますので、本日そういう御意見をいただきましたということは、担当部局にお伝えすることにさせていただきたいと思っております。

鳶委員 質問として例えば100人に対して7人の理事、あるいは33人に対して5人の理事というのを、常識的に考えてどう思います。

五十嵐政策評価官 直接お答えする立場にないんですけども、マネジメントの人選も含めまして、やはりこれも別の担当部局で検討が進んでいるというふうに聞いておりますので、私の感想というよりも、少し常識はずれではないかという御指摘があったという点についてはお伝えいたしたいと思っております。

木村委員長 ほかに。

国立大学の理事数についてもかなり奇妙な現象が起きているようです。私はざっと見ただけですが、東大が7人で筑波が8人となっていました。私も鳶さんと全く同じく、33人で役員数5人というのはむちゃくちゃだなと思っていたのですが、いずれにしても、役員数まで将来は必ず外の目にさらされて評価の対象になります。トータルの給与についてもそうですが、その辺は慎重に議論していただきたいと思います。私は5人のうち、ほとんどは非常勤なのかなあと思っていたのですが、その辺ひとつよろしくお願いします。

五十嵐政策評価官 確かに承りましたので十分検討させていただきたいと思います。

鳶委員 その場合に、もし減らすということがあった場合も、ただ減らしましたというのではなくて、その論理をはっきりさせてほしいんです。前も何か、退職金が給与を2割カットするので、臨時にそれを認めて欲しいというような書類が回ってきたことがあった。僕は下がるのはいいから賛成なんだけれども、なぜ19%じゃないのか、なぜ21%じゃなくて20%なのかということを質問しました。やはり論理がしっかりしてないと、何となく大ざっぱに20%というのでは困るわけです。だから、もし減らすにしても増やすにしてもその論理を明確にしてほしいと思います。これはさっき言ったように、今天下りの数の問題だとか、これは給与にも関係してくるし、いろんな問題に関係してくるので、そここのところは明確にしてほしいと思います。

木村委員長 ありがとうございます。

ほかに。よろしゅうございますか。

五十嵐さん、今後7法人増えましたが、その評価体制をどうするのか、さらに国土交通省として、将来また独立行政法人が増える可能性があるわけが、その辺の将来の予測についてもお話いただければと思います。

五十嵐政策評価官 10月から増える7法人については、それぞれ分科会をつくっていただいて対応したいと考えております。それから、将来不確定な部分はあるんですが、例えば来年発足する見込みが高いものとしては、現在の都市公団、奄美群島振興基金等がございます。それから、5年以内と言われておりますが、住宅金融公庫などもございまして、不確定要素が非常に多いんですけれども、2つないし3つはまず何年か以内には増えるだろう。その他のことはちょっと見通しが立たないわけですが、私どもの希望としては、それぞれ特殊性がありますので、分科会をつくらせていただいて専門の先生に評価していただくのがいいというふうに考えております。

木村委員長 私の質問は、分科会を増やすのか、それとも既にできている分科会の中に加えていくのかという質問なんです。うわさによりますと、余り評価委員会を大きくするなというような総務省の意向もあるようですね。分科会の中へきょう御報告があった7つの法人を加えると、多少委員及び臨時委員の先生方の数を増やしても、評価委員のロードがまた増えるわけですね。そのことを私は非常に気にしているので、その辺の方針についてお話いただければと思います。

中野政策評価企画官 今回10月1日から7法人できるわけですが、それに対応して、分科会として今年の7月1日から6つ設置するという予定でございます。なぜ7に対して6かということですが、宇宙航空研究開発機構につきましては、交通関係研究所分科会に含まれる形にしまして、それ以外のものについてはその専門性を踏まえ、分科会を新たに設置する、そういった体制で御議論いただくということを考えております。

木村委員長 わかりました。

今評価の関係で非常に問題になっているのは、コストベネフィットの問題ですね。評価委員に対しては大した謝金も払っていないからいいようなものですが、このようにどんどんふくらんでいくともものすごく評価にお金がかかることとなります。英国等ではそれだけのメリットがあるのかという議論が盛んに出ています。我が国としても、いち早くその辺のところは考えておいた方がいいのではないのでしょうか。省庁によっては、独法の数が増えてもなるべく評価委員の数を増やさないと、考えているところもあるようですので、その辺のところもぜひ御考慮いただきたいと思います。恐らく委員の先生方その点について御賛同いただけると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

五十嵐委員 今いろいろ議論されておまして、私がお尋ねするというか意見を申し上げるのは本委員会の仕事の外になるかと思ひますが、この独立行政法人、きょうは7つ出てまいりました。その中に独立行政法人国際観光振興機構の概要というのがあります。ここを見ていると、これは国際観光振興協会でもいいのではないかと。すなわち、国が特別な補助をすると同時に枠をはめてやるというよりも、民間の方々に大いに工夫していただいて自由にやる方がむしろいいのではないかとと思ひますが、いかがですか。例えば北海道で私は観光関係をやっておりますが、お役人の後見がありますと、組織はなかなか動きが鈍くてだめなんですね。これはいろんな御事情でこうなったんでしょうけれども、とにかく、申し出のあるものはすぐこういう機構をつくって独立法人にするんだというようなことでない方がいいのではないかと、とんでもないことをここで申し上げました。恨まれてしまいますけれども、申しわけありません。

木村委員長 ありがとうございます。

その議論は各方面で出ていますね。民業圧迫を絶対するなということが各省庁の独立行政法人について言われておりますので、その辺のところは大きな問題として考えていかなければいけないと思います。

「分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について」の改正について
「国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則」の改正について

木村委員長 それでは、時間の関係もございますので、次へ進ませていただければと思ひます。

次は、「分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について」の改正と、

「国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則」の改正、これを一括して審議したいと思
います。資料 8、9、10 でございますが、御説明をお願いいたします。

五十嵐政策評価官 それでは、資料 8、9、10 について御説明いたします。

まず資料 8 をごらんいただきたいと思います。ただいまも御議論いただきました内容と
密接に関連するわけでございますが、10 月から独立行政法人が 19 に増えます。これに伴
いまして委員の先生方の数でございますが、74 名ということになります。したがって、
この先生方に一堂に会していただいて御議論いただくのはなかなか難しい状況がますます
進むわけでございます。したがって、全体的な考え方として、分科会の権限を強化さ
せていただいて、実質的な審議は分科会でやっていただくのが全体の趣旨でございます。

資料 8 の 2 番のところでございますが、アンダーラインがしてございますが、現在、中
期目標の策定変更に関する意見具申、それから、中期計画の認可変更に関する意見具申、
これはいわば経過規定、附則で分科会の権限としておろしているわけでございますけれど
も、これを本則化したいというのが御提案でございます。実質的には今までの 12 法人につ
いてやってきたことと変わりはないわけでございますが、これを本則化してルール化しよ
うというのが 2 番目の御提案でございます。

それから、3 番目の委員会の参加資格ということでございますが、今御説明申し上げま
したように全体で 74 名の先生方になりますので、全体委員会については、臨時委員の先生
方には御出席いただく必要がないのではないか。實際上実質的な議論をいただけない可能
性もありますので、全体委員会には委員の先生だけで御出席いただいて進めたらどうか。
ただし、分科会で実質的な議論をしていただきますから、その議論をここで発表してい
ただいたり、意見を述べていただりする先生が 1 人もおられないということになりますと、
これはまた別の問題が生じますので、仮に分科会長である委員の先生が出席できない場合
には、当該分科会に所属する臨時委員の先生の 1 名を、分科会の意見をお伝えいただく、
意見を述べていただくという趣旨で、全体の委員会にも出ていただくことにしようとい
うのが 3 に書いてあることでございます。

それぞれ当該の運営規則等の改正を伴いますが、若干てにをは的な話になりますので、
そちらの説明は省略いたします。御提案の趣旨は以上の 2 点でございます。

木村委員長 ただいまの件でございますが、もう 74 名というのはとてもマネージャブル
な会議にはなりませんので、事務局からそういう案を出していただきましたが、いかがで
ございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

木村委員長 よろしゅうございましょうか。

それでは、そういうことで進めさせていただきますが、ただ、先ほど申し上げましたよ
うに本日分科会長の先生の何人が御欠席の先生がいらっしゃいますので、その先生方の御
意見も伺いました上で最終的に決めさせていただきたいと考えております。よろしくお願
いいたします。

(総務省) 政策評価・独立行政法人評価委員会意見について

木村委員長 続きまして、最後の議題になりますが、総務省から来ております政策評価・独立行政法人評価委員会意見について、事務局から御説明をお願いいたします。

五十嵐政策評価官 お手元に総務省の評価委員会意見ということで、資料 11 と 12 をお配りしてございます。資料 11 のいわゆる 1 次意見というのが、各独立行政法人ごとについての総務省の意見でございます。それから、資料 12 の方が全体を通しまして、いわば各独立行政法人評価委員会が行っております評価の手法とか、基準とか、それから、実際の実施状況に対する方法論に関する意見ということでございます。本日資料としてお配りいたしましたけれども、既に過去においても郵送等させていただいているかと思えます。

それで、本来であればここで逐一御説明を申し上げて御議論いただきたかったわけでございますけれども、事務局でこれを精査いたしますと、非常に専門的な事項もございまして、また役所の中でほかの部局と協議しなければいけないような事項もありまして、もう少し中で練って、それから改めて御議論いただくことにさせていただきたいと思えます。ですから、本日は申しわけありませんけれども、資料の配付だけということで、次回に御議論いただくということでお願いしたいと思えます。

この両意見とも、これを総務省が出してきている趣旨と申しますのが、次回の評価に反映するようにということでございますので、そういう意味でのタイムリミットと申しますのが今年の恐らく夏になりますので、それまでに事務局の方で少し練りまして、またお諮りしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

木村委員長 総務省からの意見については、かなり各省の評価委員会で議論を巻き起こしております。かなり細かいところまでチェックしろということを書いてきておりまして、評価委員会の委員長の先生方もこんなはずじゃなかったというふうに思われているようでございます。過去二度ほど、各省庁の評価委員長が集められまして総務省で会議が行われました。そのときには、これほど細かい意見が来るということは予想しておりませんで、むしろ私どもの方から、例えば先ほど申し上げたように、研究開発等については今の評価のやり方はなかなか適用しにくいので総務省で別に考えて欲しいというふうなことを要求したのですが、そういうこととは関係なく、非常に細かい 2 次意見が来てしまいました。今何人かの評価委員長の先生が集まって、また総務省に評価委員長の会議を開いてもらうということのを要望中でございます。

非常に細かい点にまで立ち入っておりますので、お読みいただくのは大変だと思いますが、もしお暇がございましたらお目通しいただきまして、かなり細かい点にまで注文がついているということを御理解いただきたいと思います。

私心配しておりますのは、せっかく各省庁で評価委員会をつくって非常にまじめに評価しているのに、また屋上屋を重ねるような感じがありますので、その辺はなるべく評価委

員長の会議でもって是正していきたいと考えておりますが、総務省の方は非常に張り切っておりますので、果たしてうまくいくかどうかわかりません。

今五十嵐さんの方からお話がありましたように、非常に細かくかつ専門的になっておりますので、この場で全部御説明することはできませんので、少し事務局で整理して頂いて、次回の委員会にでも委員の皆様方に御説明させていただきたいと考えております。そういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、そういうふうな取り扱いにさせていただきたいと思います。ぜひ一度、全体の委員会で御議論をさせていただきたいと考えております。

それでは、予定いたしました議事はこれで終わりでございます。本日は、会田先生、加藤委員、鳥委員、五十嵐委員から非常に本質的な御指摘がございましたので、ぜひ事務局はそのことを真摯に受けとめていただいて、今後の評価の運営に生かしていただきたいと思っております。

それでは、事務局よろしくお願ひいたします。

中野政策評価企画官 本日は、長時間にわたりまして御審議いただきまして、まことにありがとうございました。なお、本日の委員会の内容等につきましては、議事の公開についての方針に基づきまして、議事要旨を作成の上、速やかに公表することとさせていただきたいと思っております。

なお、議事録につきましては、後日その内容を確認していただくべく委員の皆様方に送付させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮でございますが、発言内容のチェック等お願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして第4回国土交通省独立行政法人評価委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会

平成15年3月18日

於・経済産業省別館944号

第4回国土交通省独立行政法人評価委員会
速 記 録

国土交通省
目 次

1、開 会	1
1、政策統括官あいさつ	1
1、議 事	
委員長の互選	3
委員長代理の指名	4
「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の改正に ついて	5
平成 15 年 10 月発足予定の国土交通省所管独立行政法人の概要について	9
「分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について」の 改正について	
「国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則」の改正について	19
（総務省）政策評価・独立行政法人評価委員会意見について	20
1、閉 会	22